

西独労働組合とコーポラティズム

——西独企業の多国籍化との関連を結として——

林 満 男

I 序

既に別稿において明らかなごとく、西独では、企業の多国籍化により起こり得る諸問題が、一般にも、またとりわけ労働組合によっても十分に認識されないか、あるいはそれ故、またその基礎としても、労働組合においては、そうした諸問題に対処するために企業の多国籍化戦略に対する対抗力としての役割を担おうとする意識も十分に見られず、また労働組合はそのような役割を可能にしてくれる有力な手立ても持たず、さらにそのような手立てを持たぬ状態についても、それを積極的に打破しようとする動きをみせないばかりか、むしろそうした状態に甘んじていると考えられるのである。このことによって西独では、企業の多国籍化が、それがもたらし得る多くの諸問題にもかかわらず、一般に真に批判的に検討され議論されるための最も重要な要因が欠落していると言えるのである。以上のような状況は、具体的には、西独企業の多国籍化に伴う諸問題のうちで最大のものとされる構造失業をめぐる議論において、また多国籍企業問題との関連における労資共同決定

(1) 1. 拙稿「西ドイツにおける多国籍企業問題(Ⅱ)」『甲南経営研究』第19巻3号 昭和53年, 2. 同「多国籍企業と労資共同決定—西ドイツの場合について(1)(2)」同第20巻4号, 第21巻1～4号合併号 同55年 3. 同「西独企業の多国籍化と構造失業」同第22巻3号 同56年, 4. 同「西独企業の多国籍化と労働組合—国際労働運動との関連において」同第22巻4号 同56年, 5. 同「自由主義経済政策の理念と多国籍企業」甲南大学経営学会編『現代経営学の展開』同55年所収。

の実情において、そして多国籍企業の戦略に対する有力な対抗力たるべき国際労働運動に対する西独労働組合の態度や関わりにおいて明らかになるところである。

西独において見られる以上のような状況は、究極的には、西独の労働組合が、戦後、資本の自由な活動に対して、また同時に資本の自由な活動を可能にする政策をとる政府に対して対決的な意識も政策も持っておらず、むしろ逆に実際にも結果的にも、基本的には資本や政府との三位一体的な意識や政策を極めて強く持つことを特質としてきたことに起因すると言えよう。

一般に労働組合が本来有すべき性格からすれば見過ごされ得ないとされるそのような西独労働組合の特質やその内容、そしてその特質の原因としての、またその結果としての数々の問題点は、1974/75年頃から西独でも活発化し始めた「コーポラティズム議論」(Korporatismus-Debatte, -Diskussion)⁽²⁾の中で、ある意味では古くからの題材の新たな議論として詳細に分析され、

(2) この議論は、西独でも米国の Schmitter, P. C. の論文, “Still the Century of Corporatism?” in: *The Review of Politics*, 1/1974, p. 85 ff. により触発されたものとされる(Kastendiek, H., “Neokorporativismus?—Thesen und Analyse-Konzepte in der westdeutschen Diskussion und in der internationalen ”corporatism“ -Debatte” in: *Prokla*, 38, 1/1980, S. 81 ff.)。またこの議論でいうコーポラティズムは過去のコーポラティズムに対して「新」コーポラティズム (Neo-Korporatismus, -Korporativismus, Neo-Corporatism) とも呼ばれ、この議論は「社会科学の『成長産業』になった」とされる (Panitch, L., “Recent Theorizations of Corporatism: Reflections on an Growth Industry” in: *British Journal of Sociology*, 2/1980, p. 22 ff., Heinze, R. G., *Verbändepolitik und “Neokorporatismus”*, Opladen, 1981, S.82 f.)。またその議論の対象を政府、資本、労働の「三者関係」を中心とする「伝統的な方向」は狭すぎるともされる (Heinze, R. G., a. a. O., S. 13, 87, 140.)。こうした点やその議論の内容経緯、概観については以下文献も参照。Allemann, U. V. (Hrsg.), *Neokorporatismus*, Frankfurt. a. M., 1981 中, Alemann, U. V./Heinze, R. G., Schmitter, P. C., Kastendiek, H., ら論文, Alemann, U. V./Heinze, R. G., “Auf dem Weg zum liberalen Ständestaat? Einführung in die Korporatismus-diskussion”, in. Alemann, U. V./Heinze, R. G. (Hrsg.), *Verbände und Staat*, Opladen, 1979, S, 38 ff. 及び注(3) Jäger, M. 論文。

かつ批判的に明らかにされることが試みられるところとなった。西独における「コーポラティズム議論」の契機となり、その中心的な対象となったことは、資本や政府と三位一体的な意識や政策を基礎とした西独労働組合の活動が、同上の時期における不況や失業の進展、拡大の中で、対資本、対政府の関係において、またとりわけ労働組合の組織内部にも数々の矛盾点や問題点を顕在化させるに至ったことであった。

「コーポラティズム議論」は、「モデル・ドイツ」(Modell Deutschland)⁽³⁾をめぐる議論と一体的な議論でもある。即ち、「モデル・ドイツ」をめぐる議論は、西独を安定的経済成長のひとつのモデルとし、その基礎、絶対的条件となったものを、西独におけるコーポラティズムであるにとらえ、やはり1974/75年ごろからの既述の経済的变化の中で、それを契機とし、「モデル・ドイツ」というSPDの選挙スローガンに触発される形で、そのモデルの本質やその矛盾点、問題点を明らかにしようとするところから起こったものであり、それ故、「コーポラティズム議論」とは多くの点で内容的に一致しており不可分の関係にある。

「コーポラティズム」に関しては、その定義やその分析方法、理論的枠組などについてまだ明確に定まったものがあるという状態ではなく、今後十分な議論が必要とされるものと言える。ここでは、そのような議論には立ち入ることなく、「コーポラティズム」の一応の最大公約数的な定義を、とりわけ

(3) Esser, J. u. a., "Das ≧Modell Deutschland≪ und seine Konstruktionschwächen(Editorial zu Leviathan)", in: Leviathan, 1/1979, S. 1 ff. "Anstelle eines Editorials: 'Modell Deutschland' in der Diskussion" in: Prokla, 41, 4/1980, S. 1 ff., "'Modell Deutschland'—Anatomie und Alternativen (Editorial zu Prokla)" in: Prokla, 40, 3/1980. Gremliza, H. / Hannover, H. (Hrsg.), Die Linke—Bilanz und Perspektiven für die 80er, Hamburg 1980, Offenbach, M. / Altvater, E., Albers, Dら論文。「コーポラティズム」と「モデル・ドイツ」の両議論の関係は以下論文でひとつの興味ある形でよく理解できる。Jäger, M., "Sozialliberaler Korporatismus: die Zukunft des Modell Deutschland," in: Prokla, 41, 4/1980, S. 131 ff.

労働組合を中心に見た場合、フォアの言葉を借りたミッチャインの記述にあるごとく、「その要求と闘争が専ら体制の中での（狭義の経済的な）限られた領域の改善を目標とし、それによって資本主義的發展を——それに本質的でない参加をしながら——支援することになっている労働組合の実践」であるとしておこう。⁽⁴⁾このような意味でのコーポラティズムは、とりわけ西独の労働組合について顕著に特徴的であったと言えるのであり、このことは結局、別の言い方をすれば、既述のごとく、西独の労働組合は資本や政府に対して対決的な姿勢を持たず、両者との間に三位一体的な関係を保持してきた、あるいはそれに甘んじてきたということである。

本稿においては、以上のような意味での「コーポラティズム」を、その原因、内容、矛盾点、問題点について明らかにしながら、最後に、その矛盾点と問題点が、今後、まさしく西独企業の多国籍化の進展を契機として一層顕著なものとなり得ることを指摘しておきたい。

Ⅱ コーポラティズムの形成

——1970年代中頃まで——

1. 環境的要因

a 戦後期

西独労働組合は、戦後間もなくの間は、1949年に党大会で採択されたDGB（ドイツ労働総同盟）の基本綱領（Grundsatzprogramm）の内容からも知れるごとく、銀行や基幹産業の国有化やそれを通じての資本に対する統制、支配を目差すことを要求するなど、極めて反資本主義的な性格を有していた

(4) Mitschein, T., *Die Dritte Welt als Gegenstand gewerkschaftlicher Theorie*, Frankfurt a. M., 1981, S. 212. カッコ内筆者。これとの関連でより一般的な定義の仕方については上掲注(2)諸文献及び特に以下参照。Schmitter, P. C., *op. cit.*, p. 107 f.

と言える。このような性格は、戦前における大不況やファシズム期における政府と資本の結びつきに対する反発に加えて、敗戦による極度の貧しい経済状況にもよっていたと言えよう。

しかしながら、西独の置かれた当時の特殊な政治的状況は、労働組合をしてその反資本主義的な性格を改めざるを得ないものにした。東西両ドイツへの国家の分割と西独の西側陣営への統合は、西独に強い反共思想を生み育てることになり、共産主義政党の法律上の禁止をはじめとした共産主義者の抑圧をもたらし、反共思想は西独の国家教義となり広く喧伝、流布されるところとなった。このような状況は、労働組合をしてその反資本主義的な性格を弱めさせる方向に作用したが、これに加えて、労働組合に対する、連合軍占領地としての西独での米国の政治的影響力や圧力も同じような方向に作用した。米国は、当地での反資本主義的な労働組合運動に対して直接的、間接的に、いわば軍事政権として圧力と脅威を与えたのである。⁽⁵⁾

西独の西側陣営への統合と上のような事情を背景とした、1949年におけるDGBによる国際自由労連への加盟は、西独労働組合が西側経済における米国の支配と共に米国労働組合の主導を容認することになり、これにより西独労働組合は米国流の経済闘争中心の組合主義に影響を受け、あるいはその『先験的な遠隔操従』(Apriori-Fernsteuerung)を受けることにより、反資本主義的な性格を一層弱めたようである。⁽⁶⁾

以上のような状況においては、労働組合は、既述のごときその反資本主義的な政治目標の達成を、労働組合の直接的な運動を通じてでなく、自らとの強い結びつきを持つ政党であるSPD(ドイツ社民党)の活動に託して、つ

(5) Fichter, M., *Besatzungsmacht und Gewerkschaften—Zur Entwicklung und Anwendung der US-Gewerkschaftspolitik in Deutschland 1944—1948*, Opladen, 1982.

(6) Agartz, V., *Gewerkschaft und Arbeiterklasse. Die ideologischen und soziologischen Wandlungen in der westdeutschen Arbeiterbewegung*, München, 1973, S. 69.

まりは連邦議会制度を通じて実現しようと望んだのであったが、この希望は、SPD が総選挙において期待された過半数の議席を得れなかったことによってかなえられなかった。同時に、西独で発足した、DGB の基本綱領で批判的に「無秩序な市場経済」と形容された経済体制が順調に軌道に乗り、DGB によるその「危機的な発展の期待」がすぐに幻想に過ぎなかったことが明らかになったことから、これに加えて、労働組合をして反資本主義的な方向へ目を向けさせた当時の満たされない経済的欲求が、戦中から戦後の厳しい貧困状態の中で比較的低かったがために、新たな市場経済により簡単に満たされ得たことから、「労働組合の反資本主義的な改革綱領はその存在意義を失なった⁽⁷⁾」と言えたのである。

かくして、DGB の活動方針は、西独における以上のような現実の発展と、労働組合自らの置かれた止むを得ぬ、また経済的には好都合となった地位への「内容的に実際の適応」という方向に変化するところとなったのである。それ故、1955年における DGB の基本綱領では、1949年の基本綱領での反資本主義的な要求の原則は保持されているとはされたものの、その実際の活動の達成目標は、全産業に及ぶ個別経営レベルでの労資同数共同決定の実現以外は、極めて現実的な、賃金、労働条件等の労働協約上の諸点の改善に関する事柄が中心になってしまっていたのである。⁽⁸⁾

労働組合の活動方針のこのような変化は、次に見るごとく、戦後間もなく始まった西独経済の急速な発展の中で、それもとりわけ国際経済面での徹底した自由主義とそれによる輸出志向中心の産業活動、産業構造の発達を基礎とした経済発展の中で一層進展することになり、遂には、1963年の基本綱領

(7) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., *Gewerkschaften in der Bundesrepublik — Bd 1, Gewerkschaftliche Lohnpolitik zwischen Mitgliederinteressen und ökonomischen Systemzwängen*, (Dritte Afl.) Frankfurt a. M., 1979, S. 162 ff.

(8) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 165 ff.

で明らかに示されることとなったごとく、現実への単なる「**実際のな適応**」⁽⁹⁾を超えた「**イデオロギー的な適応**」へと進んだのである。

b 戦後期以後

西独は戦後早い時期から経済の建て直し、発展のために、西側陣営への西独の統合という事実も踏まえ、新自由主義の理念の下に、国際経済面においても徹底した自由主義的政策を推し進めることになったが、そのひとつの大きな中核となり骨子となりまた動機となったのは、とりわけ高技術関連的な、設備投資財を中心とした近代的工業製品の輸出による富の増大、経済成長を目差すということであった。

この目標は、数々の祖税、財政、金融上の措置、とりわけ厳しいインフレ抑制政策やそれと不可分のマルクレートの実質以下の低評価の固定化、その切り上げの可能な限りの延期によって達成することが目論まれたが⁽¹⁰⁾、この目標の達成のためにはまた、「……世界市場での競争力の確保は、西独の社会形成のための、危機のない再生産活動にとっての前提であり、それ故、資本、労働、そして政府の役割上の至上命令である⁽¹¹⁾」ということが最重要だったのである。まさに労働組合の側にとっても、自らの経済的状态の向上のためには世界市場における西独資本の競争力が重要な関心事になったのであり、この結果また、とりわけ、シャルプの言葉のごとく、「ボーデン湖畔の漁師が魚の乱獲を好まないように、労働組合は、自国製品の国際競争力や必要な投資、あるいは結局は企業の財務上の生存能力を危うくする賃金コストの上昇

(9) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 165 ff.

(10) Kreile, M., "Die Bundesrepublik Deutschland—eine ≧Economie Dominante ≪ in Westeuropa?" in: PVS-Sonderheft, 9/1978, S. 250. zit.n. Esser, J. / Fach, W. / Simonis, G., "Grenzprobleme des 'Modell Deutschland'" in: Prokla, 40, 3/1980, S. 44.

(11) Esser, J. / Fach, W. / Simonis, G., a. a. O., S. 41.

を好まない⁽¹²⁾」と言えたのである。これと同時にまた、西独産業の強い輸出志向の活動の中では、企業の利潤も、労働者の搾取の結果としてよりも、それ以上に、国外から企業がもたらしてくれる生活向上のための富として受け止められたのである。

以上のような状況は、利潤極大を目差す資本の自由な戦略も、国際競争力の保持のためという観点から比較的容易に容認、支持される傾向を生み出していたと言える。まさしく西独における国際経済面での自由主義の推進は、労働組合をして、企業戦略に対して迎合的でコンフリクト回避、闘争回避的な政策をとらせ、コーポラティズムを形成させる大きな圧力になったと言える。この意味で、エッサーらが形容するごとく、西独の労働組合は『輸出モデル』に組み込まれた労働組合」なのであり、資本に対する自らの活動上の制約も避け得ない「不可抗力」によるものとして、つまりそれは、「世界市場の不可抗力」(Sachzwang des Weltmarktes)によるものとして受け止めた⁽¹³⁾と言えるのである。

政府も、こうした「不可抗力」の強調や、後には経済の奇跡と呼ばれた、他国より以上に良い西独の経済状態の指摘によって、つまり結局は、その「不可抗力」の下で西独の良い経済状態を維持し発展させていくための「社会的責任」を労働組合にも要望することによって、コーポラティズムの雰囲気づくりを行なってもきたのである。そしてその脈絡の中で、1966/67年における、戦後初めてといえる大きな不況を契機としては、政府主導の下に、政府にとっては安定的な経済成長のために、労働組合にとっては、不況による資本に対する自らの地位の弱まりの危機故に、完全雇用を国家によって保障してもらうことが望まれたためにも、1967年に成立した「経済の安定成長

(12) Scharpf, F. W., *Autonome Gewerkschaften und Staatliche Wirtschaftspolitik: Probleme einer Verbändegesetzgebung*, Köln/Frankfurt a. M., 1978, S. 19.

(13) Esser, J. / Fach, W. / Simonis, G., a. a. O., S. 42.

促進法」(Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft) の下に、政府、資本、労働間の協力体制がいわゆる「協調行動」(Konzertierte Aktion) の名の下に制度化され、賃金問題を中心にして所得政策の観点から、政府が労資関係にもコーポラティズムの維持のために制度的な影響を行使するまでに至ったのである。⁽¹⁴⁾

ところで、上のごとく、労働組合は、国際経済面での自由主義の中ではコーポラティズムに向かわざるを得なかったと言えるのであるが、別の観点から見れば、労働組合のコーポラティズム志向の政策があって初めて西独産業の輸出志向中心の戦略が成功をおさめ得たとも言え、そして、そのような労働組合の政策の形成にとっては、敗戦後の貧しさとそれ故の比較的低い経済的欲求水準の、その低さがための速やかな充足の見られたことが、勿論唯一の原因ではないにしても、重要な意味を持っていたと考えられるのであり、それ故エッサーらは次のように言う。「……(資本の) 実り豊かな輸出戦略は、(資本との) 協力、賃金政策上の従順性、そして労働争議の放棄を志向した、キンドルバーガーが『下からの所得政策』と的確に名付けた労働組合の政策なしには考えられなかったであろう。その際、質素な、しかし戦中戦後の飢餓の後には非常に歓迎された生活状況の改善は決定的な役割を演じた……」⁽¹⁵⁾

この場合、「下からの所得政策」とは結局、労資間の労働協約をめぐる交渉において、労働の側が資本の出方を尊重し、交渉上受身的な立場に立つということなのであり、この意味からも、本質的には、西独の労働者にとっては、「労働組合の力の拡大ではなく、技術進歩により可能にされた、資本の高い生産性と収益性が、向上する生活水準の条件だった」⁽¹⁶⁾と言えるのである。

以上のような状況の下では、労働上の影響をもたらす企業の合理化戦略も、

(14) Schlecht, O., Konzertierte Aktion als Mittel der Wirtschaftspolitik, Obladen, 1968, 特に S. 2 f. 33 f.

(15) Esser, J. / Fach, W. / Simonis, G., a. a. O., S. 43. カッコ内筆者。

(16) Hoffmann, J., Einheitsgewerkschaft oder ≧ korporatistische Blockbil-

それがない場合よりも、「世界市場での地位の改善を通じて雇用機会を確保することができるという希望の中でむしろ支持される⁽¹⁷⁾」のであり、例えばミッチャインの言うように、合理化による失業問題が他産業部門より大きかった繊維衣料部門の労働組合すらも、1960年代には、「労働組織上及び技術上の革新を、当該部門の存続、あるいは競争能力を守る『自助行為』として無条件に歓迎し、資本主義における競争の社会的影響を『不可抗力』として受け入れる用意を示した⁽¹⁸⁾」のである。

このような労働組合の姿勢は、経済の奇跡といわれた経済成長と特に1950年代中頃以後の完全雇用状態の中では合理化の影響も比較的軽微であったことから可能であった。後に見るごとく、とりわけ労働組合の中核的構成員となっていた「多くの専門労働者は、雇用量の絶え間ない増大の時代において、彼らの従来の仕事が専門能力を必要としなくなった時でも、企業内外の職場変更を通じて彼らの職業上の社会的地位と収入を保持するか、あるいはむしろ良くできた⁽¹⁹⁾」のであり、職種変更や一時的失業に対して国家の手厚い社会保障も与えられ得ていたのである。

以上のことを一言でまとめるなら、西独では、経済成長のための輸出志向中心の国家政策を眼目とする、国際経済面での自由主義の徹底による世界市場の『不可抗力』という圧力の下に、まさしく「絶え間ない（経済）成長多幸症の風土（Klima ungebrochener Wachstumseuphorie）⁽²⁰⁾」の中で、それらとの相互作用の関係においてコーポラティズムが形成され維持され得てきた⁽²¹⁾と言えるのである。

dung <<?», in: Prokla, 43, 2/1981, S. 9.

(17) “‘Modell Deutschland’ — Anatomie...”, a. a. O., S. 5. 傍点筆者。

(18) Mitschein, T., a. a. O., S. 241, 237.

(19) Mickler, O., “Auflösung oder Expansion von Facharbeit?” in: SOFI-Mitteilungen, Feb. / 1981, S. 4 f. zit. n. Hoffmann, J., a. a. O., S. 9.

(20) Esser, J. / Fach, W. / Simonis, G., a. a. O., 45. カッコ内筆者。

2 労働組合の組織，制度上の要因

以上においてはコーポラティズムの形成の理由を主に環境的な要因に関して概観してきたが，このような環境的要因と共に，あるいはその枠組の中でそれを基礎としながら，労働組合自体の組織上の，そしてまたその活動や組織を規定する制度上の要因も，相互に絡み合いながら，コーポラティズムの形成に極めて大きな意味を持っていたと考えられる。

そこで以下では，このことを，相互に関連し合う次の3つの点について整理し考察することにより明らかにしてみたい。a. 労働組合の中心的構成員たる労働者層の特色とその労働者層及びその層が中心となり組織される労働組合の，他の労働者層に対する関係（労働組合構成員層の構造的特色——ケルンとラント），b. 労働組合活動に対する制度上の枠組（労資コンフリクト過程の制度化），c. bと関連した労働組合の意思決定の組織と過程（利益代表の二重構造）。

a 労働組合構成員層の構造的特色——ケルンとラント——

西独の労働組合の中心的構成員となりその政策に大きな影響力を持っていたのは高度な技術や資格を有する専門労働者層(Facharbeiter, Qualifizierte Arbeiter)であった。もともと未熟練, 無資格の低位の非専門労働者層(An-, ungelernte Arbeiter, Nichtqualifizierte Arbeiter)は労働組合への加盟

(21) 本節での以上の記述はまた次のようにも表現できるであろう。「モデル・ドイツの国際的関連は，その担い手をして，彼らの再生産の基礎を危うくすることなしには抜け出すことのできぬ確固たる行動形式——経済的には集積，政治的には満足，イデオロギー的には（資本への）統合——に服従させたのである。それ故（労働組合には）自律性はない。」(Esser, J. / Fach, W., "Korporatistische Krisenregulierung im MODELL DEUTSCHLAND" in: Allemann, U. v., a. a. O. S. 177, カッコ内筆者。

率は低い傾向にあるが、これに加えて、戦後の西独の急速な工業化の中で、亡命者、農民、婦人、外人の多くが新たに工業生産過程の中に低位労働者層として流入していき、戦後の社会的構造変化と相まってこの層の職域間、地域間の流動的な性格を高めたことから、且つ彼らがもともと「その素性故に労働組合に疎遠に相対し、——下位の労働者層として——労働組合に代表されているとは感じなかった⁽²²⁾」ことから、さらに、長期の完全雇用的状態の中では資本に対する非専門労働者の立場も比較的強く有利であったことから、この労働者層における労働組合加盟への意志は低く、現実にもその労働組合加盟率は専門労働者の場合に比べて少ないのであり、以上のような経過と状況はまた、労働組合の組織率が戦後ほぼ一貫して低落傾向にあったことが良く物語っていると云えるであろう。⁽²³⁾

かくして労働組合の政策がその利益を守り代表すべき中心的対象とされるのは、結果的に、労働組員としての専門労働者層というケルン (Kern=労働組合の中核) であり、逆に非専門労働者層の中の多くの者は全体経済的な、あるいは個別産業的、個別企業的な不況期での解雇、職場変更、労働条件の相対的悪化に甘んじざるを得ない、つまり労働組合による支援、保護の対象からは外されることになる、いわばケルンの対極としてのラント (Rand=ケルンの周辺的存在) として存在することになるのである。⁽²⁴⁾

このような、労働者層のケルンとラントの分離は、本質的には1970年以前

(22) Hoffmann, J., a. a. O., S. 10.

(23) Hoffmann, J., a. a. O., S. 11. Bergmann, J. / Jacobi, O., / Müller-Jentsch, W., a. a. O., 459 f. 専門労働者と非専門労働者の労働組合加盟率は、1977/78年では、それぞれ52%、35%であった。前の文献によれば、DGBの組織率(労働組合加盟者/被雇用労働者)は、1950年~73年の間に31.1(35.7)%から26.9(31.5)%に低下した。(カッコ内は Bergmann ら文献による)

(24) このラントには、既述のグループに加えて、とりわけ1970年代に入ってから不況下では、工業生産過程に入る前の、従ってやはり労働組合の政策対象からは外れる若者の多くが属することになったのである。

に既に存在していたとも言えようが、特に1970年代の不況期以来、大量失業者の発生という現象を契機として、とりわけ大規模化し且つ顕在化し、大きく問題化して関心を集めることになったものであると言える。

まさしくラントは、西独経済の発展の中で、西独経済の、とりわけ輸出志向中心、都市周辺の工業地帯中心の工業化とその合理化、近代化の中で、企業内、企業間で、職域的、地域的な諸変化の潤滑油の役割を担っていたといえることができる。

ケルンとラントの上のごとき分離状況は、後の本節Cで述べる西独労働組合組織の制度上の特質による事情と相まって、労働組合の活動にラントの数々の不満が直接結びつけられることを阻止し、労働組合をして、ケルンの利益を代表することを中心課題としておればよい状況をつくり出し、労働組合の運動の一貫性と安全性を可能にしていたのである⁽²⁵⁾。

労働組合によって固く地位の守られたケルンにとっては、前節1で見たととき「不可抗力」としての世界市場での競争における西独資本の競争力の強化が自らの利益に結びつくと考えられる故に、自らの利益のために資本による合理化戦略も支持されるべきものであると考えられ、そのことを基礎に労働組合のコーポラティズム志向の姿勢が貫かれ、それによる雇用や労働条件上の不都合な影響は、結局ラントにしわ寄せされることになるのである。その際、ラントの持つ不満は十分に組織的な捌け口を持たず、あるいは国家に

(25) このような意味での西独労働組合運動の一貫性と安定性は、西独の労働組合の組織が比較的細分化されておらぬために統一がよくとれていたことや、これに対する使用者側の連帯が逆に比較的弱かったこと（このことがまた労働組合をしてコンフリクトを招来する政策に対して慎重にさせる一因となっていたようである。v. Beyme, K., *Gewerkschaften und Arbeiterbeziehungen in kapitalistischen Ländern*, München, 1977, S. 165 f.）と相まって、他国と比較した西独の労働組合の組織率の低さにもかかわらず、あるいはその割合には、一般にその地位を強いものにし、あるいは強いものであるという感を与え、労働組合に、社会的な思想上のイデオロギーに対する大きな影響力を与えていたとも言えよう。

よる社会保障制度によって鎮静され、彼らへの不都合な作用は、抗し難い個人的な運命として、また地方的な問題として断片的に受け止められるに留まるのである。

かくして、ケルンとラントの存在、労働者層の両グループの分離は、結果的に、後に見るごとく西独の経済発展の中で少なくともラントが一定量の枠を超えない限りは、労働組合のコーポラティズム志向の政策を形成し安定させる大きな要因としての意味を持っていたと言えるのである。このことは、例えば、個別企業レベルでの労資関係においても見られた。経営者側が、労働者の解雇とそのため解雇対象者の選択の計画に、労働者とのコンフリクトを避けるために、意識してあらかじめ早期に経営協議会を関与させた場合、通常労働組合加盟率の高い専門労働者によって支配されている経営協議会は、「……解雇対象者の選択の際に非公式に協力する立場に、そしてその際、専門労働者の、つまり労働組合のケルンを守る場合には全く経営者の考え通りに行動する立場に置かれた⁽²⁶⁾」のである。

こうした状況からは、ケルンとラントの分離は、資本の側にとっても経営政策上極めて好都合であったと言えるのである。まさに資本にとっては、ケルンとラントの分離を利用し、一方では、よく組織化され資本への対抗力も強いケルンを相対的に優遇し自らに協力的にすることにより、他方では、そのことを利用しつつ十分に組織的力を持たぬラントを経営変動、変革時の緩衝的地位に置くことにより、経営の効率化が計りやすいものとなっていたのである。それ故、ホフマンは次のように言っている。「経営レベルや労働組合の利益代表政策は専門労働者対応的政策としての性格を有している。賃金、労働条件の格差付け、そしてまた経済危機の負担に際して、経営内部、経営相互間を問わず、既存の組織、企業側の人事政策、そして最終的には経

(26) Hoffmann, J., a. a. O., S. 15.

営レベルでの利益代表政策も基礎にして、圧倒的に有資格の中核労働者の利益が貫徹されている。利益代表政策の他の形は、結局は——労働組合の（体制擁護の）自己原理からすれば——ほとんど考えられもされ得ないのである。何故なら、そのような政策は、まさしく、労働市場の分裂の究極的な理由や資本の収益意図を問題にせざるを得ないだろうからである。⁽²⁷⁾

b 労資コンフリクト過程の制度化

西独では、資本に対抗する労働運動の手段としてのストライキに対して、1950年代に CDU・CSU 両党の保守政権下で確立された極めて制約的な法律的規定が与えられている。西独にはスト権そのものについての法律は存在しないが、基本法（Grundgesetz）をはじめとした諸法との兼ね合いで連邦労働裁判所により下される、例えばとりわけ1955年と1971年に示された判決に代表されるごとき諸判決が重要な基準となっている。これらによれば、西独でストが法律的に許されるのは概略的に言えば以下の場合に限られている。⁽²⁸⁾

1. 労働組合により行なわれる場合（従って山猫ストは違法）、2. 労働協約上規定された内容（賃金、労働条件）について行なわれる場合（従って政治ストは違法）、3. 労働協約上の平和義務に従う場合（開始、目的、方法が適当かつ実際に必要である場合、つまり経済的事情を考慮し、そして職場の平和を再びつくり出し得る場合）、4. コンフリクト解消の最後の手段である場合（スト突入前にすべての平和的な交渉が尽くされておらねばならない）、（5. 形法上の違反がない場合）。

これと関連して、特に個別経営レベルについては、1952年成立の経営組織法（Betriebsverfassungsgesetz）が、労働者利益の代表機関たるべき経営

(27) Hoffmann, J., a. a. O., S. 18. カッコ内筆者。

(28) Kern, H., Kampf um Arbeitsbedingungen, Frankfurt a. M., 1979, S. 108. Däubler, W., Das Arbeitsrecht, Reinbek, 1976, S. 125 ff. Höß, D., Die Krise des institutionalisierten Klassenkampfes, Frankfurt a. M., 1974, S. 57.

協議会 (Betriebsrat) の役割について、とりわけ労使協力の原則を強調し次のように規定していた。「使用者と経営協議会とは、現行の労働協約の範囲内において、信頼にみち、かつ経営内に代表されている労働組合と使用者団体との協力において、公共の福祉の考慮の下に経営とその被用者の福祉のために協働する」(第49条1項)、「使用者と経営協議会とは、労働と経営の平和とを脅威するおそれのある一切のことを中止しなければならない。特に使用者と経営協議会とは、相互の労働争議のいかなる手段をも実行することは許されない」(第49条2項)⁽²⁹⁾。

以上のような法制上の枠組を遵守することは、それが自ら進んでか否かは別として、まさしく労働組合にとってコーポラティズムに志向した政策の道を歩むことを意味していると言えるであろう。

しかし、このように結論づける場合、これらの法制上の規定は、とりわけ左翼の人々によるその批判に見られるごとく、ただ単に一方的に労働組合の活動を制限しているものとして理解するだけでは不十分で単純すぎるであろう。西独の労働組合自体が資本主義体制を容認し、既述のことからもコーポラティズムへの志向を有しているものと前提するなら、それらの規定は、むしろ、そうした規定のない場合労働組合が組織、活動、政策面で特に内部統一のために直面するであろう諸問題の解決の負担をとりわけ労働組合指導部に対して軽減し、労働組合運動の円滑化と効率化を可能にし支援しているものと見ることが、従って労働組合にとっても好都合なものであると見ることができるのである。このことは、エルトが指摘するごとく、労働組合が口頭ではそうした法制を批判するにもかかわらず、実際にはそれを変革しようとする意志の見られないことから明らかである。「何故なら、そうでないと、

(29) 久保敬治『ドイツ経営参加制度』昭和36年202頁。傍点筆者。1972年以來の経営組織法においても当該事項に関する規定(第74条1, 2項)に基本的な変化はない。Bundesgesetzblatt, Teil 1. 1972, S. 27.

労働組合の内部の、そして外部の関係が一層大きな問題の圧力の下に置かれるであろうからである。」このような脈絡を理解することによって初めて、⁽³⁰⁾ 既述の法制上の枠組は、結果的に労働組合をしてコーポラティズムへの道を一層円滑に進ませる方向に作用し得ていたと考えられることが十分に理解できるものと言えよう。

1950年代に確立された既述のごとき法制上の枠組に加えて、1960年代に入って以来、西独経済の発展の変化は、政府をして特に所得政策の重要性を増大させ、このため、労働組合に対する、その協力的な行動へ向けての直接的な影響行使の制度化を必要なものとした。「1950年代には労働組合の行動枠組が制約されねばならなかったとすれば、今や、社会的力関係の広範な再構成によるその枠組の新たな決定が目標であった」⁽³¹⁾ のであり、このための政策は、1966年、1969年以後政権を完全に握ることになった労働者政党たるSPDによる大連合（Große Koalition）への参入にその緒を発し、既述の、政府、資本、労働間の「協調行動」の制度化によって実現されることになったのである。カステンディエクは言う。「『所得政策の協調行動』の制度化は、1960年代中頃以来成立させられた一連の、本質的に三者間の行動形態であるもののうちでまさに最も注目されるべき例である。それをただケインズ流に志向した『新経済政策』の脈絡の中で、そしてただ国家政策の『貫徹形式』としてだけ見ることは簡単すぎるだろう。この協力形式は——1950年代のように——労使関係をただその枠組設定だけで統制しようとするだけでなく、永続的に政治的に影響を及ぼし操縦しようとする国家政策の特質であり構成要素

(30) Erd, R., "Die Modernisierung des Arbeitsrechts im Korporatistischen Verbund" in: Prokla, 46, 1/1982, S. 148. 労働裁判所の判決も、その時々 of 新たな状況に応じてコーポラティズムを守り支持する方向で下されていると結論できる(同, S. 158)。

(31) Kastendiek, H., a. a. O., S. 101.

である。労使関係の場合は国家政策の特別な領域になったのである。⁽³²⁾

この場合 SPD は、労働組合の力をその組織、行動両面においてさらに法律的に制約することにより国家政策の安定化を計ろうとする保守政党の CDU・FDP⁽³³⁾ や、労働組合の力の拡大を計ろうとする左派とは一線を画し、それまでの労働組合に対する既述の法制的枠組は維持した上で労働組合との協力を制度化しようとした。このことの理由は、一方では、SPD は本来労働者政党として労働組合の力を一層抑えることには与し得なかったことであり、他方では、SPD の党员構成が戦後の時代的流れと経済的社会的変化の中で変容し、SPD が政権を取る頃には本来党员の中心となっていた労働者の数が減り、むしろ公務員や職員層が多く中心となっていたため⁽³⁴⁾、SPD にとっては、労働組合の力の拡大そのものへの関心は薄く、それよりも労働組合を自らの政策の媒介者として利用する必要の方が強かったためである⁽³⁵⁾。

いずれにせよ、制度化された形での労働組合による政府や資本との協力は、そのこと自体が既にコーポラティズムの性格を帯びざるを得ない性質のものとも言えるのであるが、これに加えてさらに、政府政党や経営者団体と労働組合上層部の交渉関係が中心となることにより、労働組合組織内で「——下から上への意思形成と統制を保障する——規則に適った複数段階の代表制とは違った、意思形成を組合員を通じてではなく上部組織の幹部の活動家や経

(32) Kastendiek, H., a. a. O., S. 101.

(33) Hübner, K. / Moraal, D., "Zwischen Verbändegesetz und "Konzentrierter Aktion" — Korporativistische Restrukturierungsversuche des Verhältnisses von Staat-Kapital-Gewerkschaften in der Bundesrepublik (1)" in: Prokla, 38, 1/1980, S. 52. 上掲 Scharpf, F. W. (注12) の文献及び上掲 Alemann, U. v. / Heinze, R. G. (Hrsg.) (注2) の文献中, Alemann, U. v., Tonnesmann, W., Heinze, R. G. らの論文 (S. 118 ff.) 参照。

(34) Institut für Marxistische Studien und Forschungen, Staatsmonopolistischer Kapitalismus der Bundesrepublik Deutschland in Daten und Fakten, Frankfurt a. M., 1981, S. 286 f.

(35) Hübner, K. / Moraal, D., a. a. O., S. 46, 52 f.

営協議会員を通じて遂行させる組合組織の支配構造を必要とする⁽³⁶⁾」ことにより、まさしく労働組合組織の、政府や資本の政策に一層迎合的な官僚組織化の強化を意味し得るのである。かくして起こり得るべきことは、「……このような組織構造によっては、『客観的な』階級利益が貫徹されないということである。むしろ（協調行動への）参加の機構は、労働組合が自らの政策によって資本の論理に義務づけられずを得ず、そして労働組合を社会的コンフリクトの阻止者としての道具と化してしまうことが試みられることにより、労働組合に対決的に利用される⁽³⁷⁾」と言えるのであり、このことは結局、次の本節Cの記述にも関連するのであるが、労働組合が「協調行動」の下に、とりわけその組織下層の組合員の意味にたとえ相違や反対があっても、結果的にコーポラティズム的な行動へ向かう、あるいは本質的にはそのことを強いられることを意味したと考えられるのである。

上のような意味を持った「協調行動」は、大企業経営者団体の行なった新共同決定法の違憲訴訟への抗議から、1977年以後、一旦形式的には労働組合側によってボイコットされることになったが、その後も、SPDと労働組合の人的結びつきを通じてその趣旨は継続して認められる形となったようであり、その後間もなく1980年には非公式的には復活した兆が見られる⁽³⁸⁾。

かくして、上を総括すると、1950年代に確立された、労働組合の活動を規定する法制上の枠組と、1960年代にその上に制度化された「協調行動」は、結果的に、とりわけ労働組合の指導的上層部に組織の統一をとりやすくさせ、かつ組織内の、特に下層部の潜在的な問題や意思の相違にもかかわらず、労働組合のコーポラティズム志向の政策を維持させさらに強めさせる傾向をもたらしっていたと言えるであろう。

(36) Hübner, K. / Moraal, D., a. a. O., S. 53.

(37) Hübner, K. / Moraal, D., a. a. O., S. 53.

(38) Die Zeit vom 27. 7. 1979. Die Welt vom 15. 1. 1980.

労働組合の行動に関する制度上の枠組の以上のような作用についての説明を一層十分なものとするためには、とりわけ西独労働組合の「利益代表の二重構造」の持つ作用が重要な要因として次に明らかにされておかれねばならない。

c 利益代表の二重構造

西独では、労働協約についての交渉機関として、経営レベルでは経営協議会が、産業レベルでは労働組合が存在している。経営レベルでの労働協約交渉は、労働組合により産業レベルで行なわれた労働協約交渉の結果を基本的枠組とし、それを個別経営レベルで調整するという意味を持っている。

本来、経営レベルでの労働者の様々の利害関係をめぐる意思是、各経営レベルで一旦統一された形となった後、さらに経営協議会員となっている労働組合員により上に伝えられ、最終的に労働組合の上層部により調整される、即ち2つの利益代表の段階を経て統一方針にまとめられることになるのであり、従って、経営レベル、あるいは労働組合組織の下層部における様々な意思是、上述の事情からも明らかなごとく、結果的に、そのようにしてできた労働組合の統一方針に下屬させられることになる。この場合、経営協議会への労働組合員の参加は、それが各経営の従業員に占める、非組合員と共の組合員の選挙活動を通じて実現されるとしても、法律上は制度化されたものではなく非公式的な性格のものなので、労働組合は、各経営レベルでの困難で複雑な意見調整については直接的、公式的には関わる必要はないのである。それ故ホフマンは、このような「法的に保障された経営レベルでの利益代表——経営協議会——と超経営的な産業別労働組合における組合組織を通じた賃労働者の利益代表の二重構造」について次のように言う。「この体制は——選任される経営協議会員の高い労働組合加盟率(80%)と関連して——矛盾を含んだ統一体を形成していた。つまりこの統一体は、労働組合をして、

経営内部的な部分利害関係の統一という困難な仕事に巻き込まれることなく経営内に非公式的に存在することを許している限りにおいて、労働組合の統一のために役立っていた。つまり、経営協議会により介された利害関係の統一は、——シュトレークが指摘するように——『産業別労働組合により、そのことを通じて自らの組織過程が同時に構築されかつ負担を軽減されるような一種の準備作業として要求され得た』⁽³⁹⁾ということなのである。」

このような状況に加えて、あるいは同時にこのような状況の基礎になっている要因としても考えられることであるが、経営協議会レベルでは法律上労資の協力が義務づけられている上にスト権は労働組合のみに与えられているため、経営レベルでの、ケルンに対して不遇のラントの意思とそれにかかわる労働者間の意見の相違や資本に対立的な見解は、それ自体制度的な主張の場を持たず、結局は既述のことからも明らかのごとく、ケルンを中心としてコーポラティズム的な方向を歩みかつ官僚組織化する労働組合の統一方針の下に無視され、隠蔽され、抑圧される傾向があったのである。しかしながらまた、統計上その数値はかなり不明確ながらも、戦後以来相当数見られた山猫ストは、労働組合下部組織において労働組合の方針に対する不満が確かに存在しその不満が必ずしも常に「利益代表の二重構造」によっては抑え切れなかったことを、あるいはそのような「二重構造」の問題点を示しているものと言えよう。

労働組合にとっては、自らの統一性を守るという最大の基本的目的のためには、経営協議会レベルでの労働組合員の意見や権限を、既述のごとき「利益代表の二重構造」の特質を利用して、意識的に抑えるか無視することも極めて重要であった。何故なら、経営協議会レベルでの意見や権限を認めるほ

(39) Hoffmann, J., a. a. O., S. 8. この「二重構造」と以下の記述に関して特に以下文献参照。Müller, G. u. a., *Ökonomische Krisentendenzen im gegenwärtigen Kapitalismus*, Frankfurt a. M., 1978, S. 281 ff.

ど、各経営間の賃金、労働条件上の違いに基づく相違した意見や政策計画が労働組合の上層部の意思決定過程に持ち込まれることにより、自らの全体的な統一性の維持が困難なものとなる⁽⁴⁰⁾ことが考えられるのである。このことは、ヒュプナーらの主張のごとく、「下部組織の拡大された発言権という意味での強制的な民主化は、第1には主導機関の行動の範囲を強烈に制約し、そして第2には、統制できない組合組織上の諸活動を伴ない、そしてそれにより、労働組合の活動の計画性を破壊するであろう⁽⁴¹⁾」と言えることから明らかである。まさしくこうした理由から、労働組合内部では、各種の委員会組織や諸規則が、結局は下部組織の意思や反対分子を抑制する役割を担う形で存在している⁽⁴²⁾とも言えるのである。つまりはベルクマンらの言うように、「労働組合は、その意思決定過程を原則的には開放されたものにしておかねばならないが、しかし実際には効果的に制約しなければならない⁽⁴³⁾」のである。

以上のごとき問題について結論的に、ミュラー・イエンチュは次のように言う。「事実上の利益代表の独占と共に集権化された賃協約機関としての労

(40) Dzielak, W. / Surkemper, K.-P., "Gewerkschaftliche Betriebspolitik und Streikfähigkeit" in: Leviathan, 2/1980, S. 167 f.

(41) Hübner, K. / Moraal, D., a. a. O., S. 54.

(42) これは結局労働組合をコーポラティズムに導こうとする法制に一致するものとして労働組合の「自律的法制化」と言えるものである。(Hübner, K. / Moraal, D., a. a. O., S. 54, vgl. Erd, R., "Verrechtliche Gewerkschaftspolitik — Bedingungen ihrer Entwicklung und Veränderung", in: Bergmann, J. (Hrsg.), Beiträge zur Soziologie der Gewerkschaften, Frankfurt a. M., 1979, S. 172 ff.)

(43) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 340. 1978年から79年の鉄鋼ストの際に、2社の経営協議会委員長が労働組合に加害的な以下のごとき不満表明の発言をしたとして調査活動がなされた事件が上述の問題を象徴的に示している。「労働協約委員会の会議は一部は祭りの演芸会のように運営された」「ストの指導部門はバカ話のなされる部屋だった」「金属労組の執行部はストの際同僚の信任を濫用した」(REVIER, Aktueller betrieblicher Pressedienst, 35/1980, zit.n. Müller-Jentsch, W., "Zur Strategie des kalkulierten Streiks", in: Leviathan, 2/1980, S. 186, Fußn.)

労働組合の安定性は、経営レベルでの利益代表の相対的な無力性の上に、結局は、労働者一般の持つ力が自由に変動しないで労働組合の管理の集権的な統制の下に留まっていて欲しいと思う上部執行組織と経営協議会員の間の——いつもコンフリクトが無いわけでもない——合目的連帯の上に基礎を置いているのである。この意味で、労働組合のストだけを認める労働法は、経営レベルから労働組合レベルへの必然的な権力の移行を保障している。⁽⁴⁴⁾しかもこの権力の行使は、通常は労働組合員のうち10%をほとんど超えない者のみに加わるとされる、官僚組織化された労働組合上部組織の意思決定によって行なわれ、他の多くの組合員は、「一般化された受身的な服従の用意」の態度をとると言えるのである。⁽⁴⁵⁾

以上を総括して言えることは、結局、「利益代表の二重構造」によっては、賃金、労働条件やその格差に対する労働者の様々な不満が、とりわけ1970年代中頃までのごとく経済が全体的に比較的好況な時期にあってはその不満がまだ相対的に少なかったことから、少なくとも表面的には労働組合の政策面である程度抑えられ得て、労働組合の統一性と安定性の保持が可能となり、それによって同時に、そのコーポラティズム志向の政策も安定的なものになり得ていたと言えるのである。

かくして、個別経営レベルでは失業問題が深刻化し重大な問題として受け止められることがあっても、ドムボイスの言うごとく、「労働組合の超経営的組織関連は、（経済）危機現象の体系的な関係とその影響や利益損害の及ぶ範囲を明らかにするどんな説明や解釈の模範も与えてくれないのである。むしろ、職場破壊が必須とされることは、収益性、市場地位、そして（ケルンの）職場を守るために原則的には問題にされないのである。」⁽⁴⁶⁾

(44) Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 188 f.

(45) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 337.

まさしくこのことは、西独企業の多国籍化に伴う西独国内の構造失業増大の危険性についての DGB の認識の不十分性や、そのような危険性にもかかわらず西独企業の多国籍化に対して向けられる DGB のむしろ擁護的ともいえる態度表明にも象徴的に示されていると見ることができるのである。⁽⁴⁷⁾あるいは、上述のごとき脈絡の中でこそ DGB のそのような姿勢が真に理解できると言えるのである。

しかしながら、1970年前後から徐々に顕在化し始めた西独の経済発展の変化と共に、つまりはかつての高度成長から低成長、継続的不況状態への移行、労働条件の悪化、とりわけ失業の増大とその恒常化と共に、資本戦略への労働者層の反発が強められるようになり、上述してきたごときコーポラティズムも危機的な状況に陥る可能性が考えられるようになってきたのである。

Ⅲ コーポラティズムの危機

——1970年代中項以後及び展望——

西独の経済は、1966/67年の不況時を境として、それまでの「当然の安定状態における」「拡大的」(extensiv) 発展から、不安定で不況色を帯びた

(46) Dombois, R., "Stammarbeiter und Krisenbetroffenheit — Fallanalysen zur Differenzierung der Krisenbetroffenheit angelernter Arbeiter", in: Prokla, 36, 3/1979, S. 186. カッコ内筆者。このことの詳細例について同文献参照。また Esser, J. らは、鉄鋼部門での合理化の事例を基にコーポラティズムの実際の機能と過程を極めて洞察深く理論的に明らかにしている ("Krisenregulierung — Mechanismen und Voraussetzungen — am Fall der saarländischen Stahlkrise", in: Leviathan, 1/1979, S. 79 ff., "Strukturelle Arbeitslosigkeit und politisches Konfliktpotenzial — Die Krise der saarländischen Stahlindustrie" in: Prokla, 31, 2/1978, S. 115 ff. 及び注 (21) 文献)。また以上の記述と関連してベルクマンらは次のように言っている。「金属労働者のストを、その結果から、つまりそれが金属労組の内外の関係に生み出した変化という観点の下に見れば、個々のストは、労働組合、使用者団体、そして国家の間で形式される協力の発展の段階として理解できる。」(Bergmann, J./Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 319.)

(47) 注(1) 拙稿 3, 100頁以下。

低成長の「集約的」(intensiv) 発展の局面に移行したと考えられるが、エッサーらはこの局面への移行を示す指標として次の4つの変化をあげている。

1. GNP の実質成長率と総設備投資の低下, 2. 研究開発費支出の増大, 3. 工業部門における拡大投資に対する合理化投資の相対的重要性の増大, 4. 西独経済の基幹産業たる製造工業部門における, 1970年代始めからの, 純生産高の上昇より以上の, 就業時間当り生産高のはるかに早い上昇と, その結果としての, 総生産高や雇用者数の面でのこの部門の重要性の相対的低下⁽⁴⁸⁾。

以上の変化は, 労働者にとっては当然, 賃金上昇率の鈍化や労働条件上の諸問題の発生, とりわけ失業の危険性の増大を意味するものであった。

このことは1974/75年の不況に伴う失業者数の急激な増大とその後の大量失業者の存在の恒常化により顕在化することになった。かくして, こうした変化を前にしては, もはや何ものも「1974年以前のようにはあり得ない。

『黄金の』50年代へもどる道はない……⁽⁴⁹⁾」と言われ, とりわけ体制批判的な立場からは, コーポラティズムを基礎に置く政府政党たる「SPDの構想の継続は, 1974/75年における西独資本の変化した集積条件の露呈と共に完全に不可能になった。『モデル・ドイツ』はそれによって決定的に終焉を遂げ⁽⁵⁰⁾た」とする意見も見られるところとなった。まさしくそれまでも, 『モデル・ドイツ』は, 見かけは確かな岩の上に創られながら, 沈みゆく, 浸蝕されゆく地盤の上に立っていた⁽⁵¹⁾とされるのである。

しかしながら, 1974/75年の時点においては, コーポラティズムそのものが一般的に問題化することはなかった。それどころか, 「西独の労働組合は,

(48) Esser, J. / Fach, W., / Simonis, G., a. a. O., S. 46 ff.

(49) Deppe, F., Autonomie und Integration — Materialien zur Gewerkschaftsanalyse, Marburg, 1979, S. 14.

(50) Sozialistische Studiengruppen (SOST), “Eine linke Alternative zum gescheiterten ‘Modell Deutschland’?”, in: Prokla, 40, 3/1980, S. 73 f.

(51) Sozialistische Studiengruppen (SOST), a. a. O., S. 73.

変化した問題の状態の影響範囲と厳しさを何年かの間認識しないように思われた。」その理由は、「多くの労働組合員が、1966/67年の西独の不況がケインズ流の経済政策とそれに適合した労働組合の賃金政策という手段で素早く克服されたことの印象の下に、明らかに、この危機の最も重要な指標である大きな失業状態は SPD—FDP 連合政府の合目的な経済及び労働市場政策⁽⁵²⁾によって極めて早期に克服されるだろうと考えたからであった。」さらにこのことの理由には、当時はまだケルンの職場そのものは十分に守られ得ていたことがあった。

かくして、当時はまだ、労働組合によっては、全体経済的にはケインズ流の経済政策の内容が批判されることが行なわれたとしても、個別企業及び個別部門レベルでの合理化は、国際競争の激化の中で、結果的には就業機会をむしろ守ってくれるものとして支持されていたと言えるのである。つまりは、経済危機の不都合な作用に対して、当時はまだ、コーポラティズムを形成する既述の諸過程が適応的に働き得て、「労働者のケルンが労働及び生活状況の一層の悪影響からはまだ大部分守られる中で、経済危機という運命の部分化と個人化を通じて、コンフリクトの潜在的可能性の中和化へと導いてい⁽⁵³⁾た」と言えるのである。

しかしながら、この間にも、1960年代後半以来の既述の経済的状况の中で、コーポラティズムの持つ矛盾点と問題点は徐々にその大きさを増していたようである。

即ち、1960年代後半以来の経済発展の変化の中では、賃金、労働条件の全体的な悪化の中で、さらに個別経営間、また個別部門間でのその客観的な格差の拡大が起こるという事態を通じて、各経営レベルでの賃金、労働条件に対する労働者の受け止め方は、主観的な期待と不満という点で、その不満の

(52) Dzielak, W. / Surkemper, K.-P., a. a. O., S. 165 f.

(53) “Modell Deutschland’ — Anatomie....” a. a. O., S. 5.

増大の中にも多様性を増すところとなり、それ故、このことに基礎を置いた各経営、各部門レベルの多様な要求は、労働組合の政策に対しては、——労働組合の政策が統一性を持ったものであらねばならないがために、そして既述の通り基本的にコーポラティズムに志向しているがためになおさら——、益々不一致なものとなる傾向が強まったのである。かくして、この点においてベルクマンらの次のような言葉が妥当性を持つと言えた。「……相互に乖離していく主観的かつ客観的な発展傾向の情勢は、近年、集権的労働協約政策の不備を一層強く表面化させ、労働組合組織構造における欠陥箇所を顕在化させた。これによって協力的（コーポラティズム的）な労働組合の基礎は揺振られた。今まで実践された労働協約政策は、もはやかつての時のように、体制の要求と組合員の利益に同時に従がうことはできないのである。」⁽⁵⁴⁾コーポラティズム故の、また同時にそれを生み出している組織的条件故の、労働組合の「指導者層と労働組合機構の欠落した柔軟性の結果として、一方では、労働協約の結果に対する組合員の大きな部分の増大する不満が、他方では、労働協約政策の実践に対する下部及び中層組織の活動的役員による組織内部の批判が確認されるのである。」⁽⁵⁵⁾こうしたことの結果がまた、1960年代後半以来の山猫ストの増加につながっていたと見ることができるのである。

まさしく、労働組合内部の各部分の相互に乖離、離反していく期待、不満、要求は、それ自体、統一組織としての労働組合そのものにとって分裂の危機を意味するであろうが、同時に、労働組合がそのような状況の中で自らの組

(54) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 398. カッコ内筆者。これについて以下も参照。Heinze, R. G. u. a., "Einheitsprobleme der Einheitsgewerkschaft — Arbeitsmarktmacht und organisationspolitische Vertretungschance verschiedener Kategorien von Arbeitnehmern", in: Soziale Welt, 1981, S. 19 ff. 不況によって触発されたとはいえ、「現実のところは、豊かさこそが労働者利害の相互離反とそれによる多元性へ導いた」とする説もある。(Die Welt vom 20. 12. 1978)

(55) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 398.

織の統一性をそれでも守ろうとするなら、労働組合は、少なくともまずは組合内部の各部分に存在する最大の共通項的意思傾向、即ち資本の戦略と政府経済政策に対する不満の増大を受け止めた政策をとらざるを得ないであろう。このことは結局、労働組合が、その内部に分裂の危機を孕みながら反コーポラティズム的な方向へ向かわざるを得ないことを、あるいはその傾向を強め得るであろうことを意味していると言えよう。こうしたことの徴候が、1978年における印刷業部門でのかつてない熾烈なストライキや、同年から1979年にかけて行なわれた鉄鋼部門での戦後それまでにない大規模なストライキであったと見るのできるのである。

しかしながら、確かに西独の労働組合内部に上のような組織上の危機的状况とそれによる反コーポラティズム的な動きが見られようとも、その反面、一見極めて逆説的ではあるが、経済危機の時においてこそコーポラティズムは、上のような危機的な過程を経ながらも、むしろ強められていき得ると考えられることもまた可能なのである。このことは、とりわけ労働組合の構成員の中心が、既述のごとく従来の労働組合のコーポラティズム志向の政策故にその利益が確保されていたケルンであることによって一層可能性を強くし得ると考えられる。この点はヒュプナーらの次の言葉によってよく理解できるであろう。「(経済危機の時における)組織化された労働運動による協力的(コーポラティズム的)な構造の拒否は、その労働運動が既得の地位を失なう方向へ、そして来たるべき社会的な対決の過程の中で協力的な態度を維持することにより得られるであろうよりも多くの物を失う方向へ導いて行くかも知れない。この恐れ——その物質的な基礎は協力的な政策の物質的な成果にある——は、民衆の意識の、そして社会的コーポラティズムのモデルを堅固にすることへの労働組合の覚悟の中心的な動機となる……。」⁽⁵⁶⁾

しかしながら、このような意味でのコーポラティズムへの動きはあくまで

(56) Hübner, K. / Moraal, D., a. a. O., S. 44. カッコ内筆者。

もケルンの意識が中心となるために見られることであって、経済的な危機の中ではケルンに属さない相対的に不遇の者たちは一層反コーポラティズム的な方向へ進み得ることは十分考えられるであろう。そのような事態は、とりわけ1972年における一連の山猫ストの際に顕在化したものであり、そこでは、労働組合の「穏健な賃上げ要求と、そして労働力の再生産を基準とした、ストを行なう者たちの要求との間の対立、即ち労働者層を従断し、ストを行なう中心の『下位の労働者層』と専門労働者との間の分派対立関係を初めて明らかにした対立が露呈したのである。……ストにおいては労働者階級内の相互離反が明白に見られることになった⁽⁵⁷⁾」のである。この場合の「下位の労働者層」とは、主に労働組合加盟率の低い外人労働者や婦人労働者を中心とした労働者層であり、彼らの要求は、労働組合の労働協約政策に自らの立場が代表されていると意識する多くの専門労働者の要求と対立し、専門労働者の反対にあったのである。このような例に見られる労働者間の相互対立的な関係は、1974/75年以來一層強まりつつあるものと考えられる。

しかしながらここで重要なことは、上のような労働者間の対立を生み出している労働者層の分断こそが、まさしく労働組合のコーポラティズム志向の政策を——少なくとも今までのところは——むしろ堅固にする作用を持っていたと見ることもできることである。即ち、そのような労働者層の分断そのものが、経済危機の時においてこそ、相対的に減少する富を、西独経済の安定化のために、コーポラティズムを担う労働者層たるケルンにでき得る限り安定的に与える過程であり、また同時にそのことの結果であると考えられることのできるのである。このような理解の仕方は、エッサーらによって代表され次のようにまとめられる。「集約的局面の『モデル・ドイツ』はその機能上の条件から新たな窮乏性をつくりだす。この分配は、全般的な再分配によってか、あるいは『分離的な』形で、特別な犠牲者グループ——老年者、失業

(57) Hoffmann, J., a. a. O., S. 12.

者、若者、等々（ラント）——への⁽⁵⁸⁾選択的な負担を通じて調整されなければならない。すべての徴候は、差別的な（危機）克服の図式が支配的であることを示している。それは目標だてられた（犠牲者グループに対する）不利化というよりも、西独の政治経済的な再生産能力が、——労働組合に組織されて——自らは相対的な特権を執拗に防衛している、労働意欲ある、良く教練された、つまり満足している労働者層である『健全なケルン』に依存しているからである。⁽⁵⁸⁾ それ故エッサーらによっては、まさしく経済危機の時にいてこそコーポラティズムはその真価を発揮するものとして、あるいはコーポラティズムとは経済危機を社会安定的な方向へ向けて処理する仕組みとしてとらえられ強調されるのである。⁽⁵⁹⁾

しかしながら、それでも、既述のごとき1960年代後半以来の、とりわけ1974/75年以來の西独の経済変化が継続するものとすれば、既述のエッサーらの見解に対してホフマンも批判的に指摘するごとく、今後いくつかの点から西独の労働組合のコーポラティズム志向の政策が崩壊の方向へ向かい得ることは十分に考えられるものと思われるのである。⁽⁶⁰⁾ それらの点とは、西独経済における構造変化や合理化が進展することによりケルン自身までもが影響を受け得るということ、即ち、既に印刷業や鉄鋼業部門でストまでも結びつくことでその緒が顕在化したと考えられるごとく、ケルンの多くの部分もラントの位置に引き下げられ得ること、⁽⁶¹⁾ そしてそれによりケルンそのものの勢力が小さくなることであり、あるいはケルンの多くがラントに接近した灰

(58) Esser, J. / Fach, W. / Simonis, G., a. a. O., S. 57. カッコ内筆者。

(59) 同様に Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., Vorwort zur dritten Auflage, S. 1 ff.

(60) Hoffmann, J., a. a. O., S. 20 f. Hirsch, J. / Roth, R., “Modell Deutschland’ und neue soziale Bewegungen”, in: Prokla, 40, 3/1980, S. 21 f.

(61) この好例として印刷業界の場合について以下参照。Erd, R. / Müller-Jentsch, W., “Ende der Arbeiteraristokratie? — Technologische Veränderungen, Qualifikationsstruktur und Tarifbeziehungen in der Druckindustrie”, in: Prokla, 35, 2/1979, S. 17 ff.

色の層(Grauzone)となり、ラントへの転落の恐れを抱くか、さらにこのことによって、それでもケルンに残り得る者たちも同様の恐れを抱くか、あるいはラントに一層共鳴していくことである。また、まさしくケルンとしての専門労働者にとっても、完全雇用時代には資本に対する個人としての比較的強い立場によって可能であった「かつては実り豊かだった個人的な解決戦略が——ミックラーの強調するごとく——もはや可能ではない。そして合理化は……『狭隘化させられた雇用政策上の条件の下に、非専門労働者と同様に専門労働者をも、個人的な抜け道もなしに、労働条件の悪化にさらす経営状況』をつくり出す⁽⁶²⁾」と考えられるのである。このような状況の中で、既に、戦後ほぼ低落の一途にあった労働組合の組織率が、それも非専門労働者層におけるそれが、1970年代に入って以来わずかながらも上昇に転ずる気配を見せていることが示していると考えられるように、不況期には個人として資本に対する立場が一層弱く結局は労働組合の必要性を一層感ずることになるラントが、そのために労働組合への加盟を進めていくなれば、これらの面から、労働組合も、ラントへのケルンの共鳴と共に、ケルン中心のコーポラティズム志向の政策を変更して行かざるを得ないことになる可能性が考えられる。⁽⁶⁴⁾

以上のことに加えて同時に、そうした状況の中で一層強気なものとなる資本側の対労働政策そのものも労働組合のコーポラティズム保持の姿勢を崩すことになることが考えられる。即ち、不況と失業の長期化の中では、資本側は余剰の生産設備と余剰、予備の労働力を多く持つことにより、労使紛争に

(62) Hoffmann, J., a. a. O., S. 21. Vgl. Mickler, O., a. a. O., S. 6.

(63) 注(23)文献参照。

(64) 注(61)文献の内容とも関連するが、印刷業部門労働組合の指導層は、今や既に、「DGB が……社会主義の目標設定から離れた……嘆かわしい過ち」について語り、「資本主義体制は低下した成長率により、とりわけ失業の問題によって役立たなくなることが判明した」とし、基幹産業や主要企業の国有化への要求は「再び現実性を帯びるだろう」と語り、極めて急進的な語気を目立たせている。(Süddeutsche Zeitung vom 16. 11. 1980).

おけるロックアウトなどの戦術の展開に見られるごとく、労働抑圧的な諸政策を一層強く広範囲に展開していくことが、それに対して労働組合の側に反コーポラティズムの姿勢が生み出され硬化していくことが考えられるのである。この過程はまた、別の観点から見れば、「労働組合が弱められ、（資本側により）労働組合の協力がもはや求められなくなり、そして労働組合の（コーポラティズム志向の）対コンフリクト戦略が意味を持たなくなる⁽⁶⁵⁾」過程でもあると言うことができよう。

今後、以上のような問題の展開が現実にとどのようなものとなるかは明言できないまでも、ベルクマンらの研究の結論の言葉にもあるように、少なくとも「……西独においても、変更され、階級利益に志向する労働組合の戦略⁽⁶⁶⁾としてのチャンスは存続している⁽⁶⁷⁾」と言えるのである。

(65) Hoffmann, J., a. a. O., S. 22. カッコ内筆者。

(66) Bergmann, J. / Jacobi, O. / Müller-Jentsch, W., a. a. O., S. 435.

(67) いずれにせよ、西独労働組合の現況は次の言葉によく表現されている。「……DGBは、様々な国民層とそれに応じた相互異質性やさらにDGB内に集められた利害の相互対立性への経済的発展の多様な影響によって、膨大な負担の試練に立たされている。この試練は、組織内部の統制不可能の離反部分や統一労働組合分裂の危険性を含んでいる。DGB内では、今日既に現実⁽⁶⁶⁾に基本綱領や活動計画、そしてまた労働協約政策にも影響する派閥対立が見られる。この対立は、すべての実際上の詳細な動機に並んで根本的で客観的なコンフリクトを背景に持っている。それは……多くの場合労働組合にはあまり、あるいは全く組織化されていない周辺に追いやられた層の利害と、組織率やそれ故要求貫徹力がずっと高い安定就業の賃金雇用者の利害の間の対立である。DGBは、……（後者が）自らの利益を狭められたと感じることなく周辺部の層が守られ、保護され、そして労働組合の組織へ引き入れられ得る政策をまだ展開していない。それ故、労働組合の多くの者には、社会主義者たちにとっても、安定就業の賃労働者による攻撃的な賃金政策への経済的発展の趨勢を延期させておくことの方がずっと気楽なのである。たとえそのことが、周辺部の層には何ももたらさないで、また安定就業の賃労働者にとっても展望のないものであってもなのである。……」(Sozialistische Studiengruppe (SOST). a. a. O., S. 78. カッコ内筆者) このような状況の今後の展開は、西独の広範な経済的、政治的条件とともに、「モデル・ドイツ」そのものへの代替案を提示、実行すべき——現在のところ不統一且つ暗たんたる、そして経済危機の中でもまだ「学習し

IV 結

——西独企業の多国籍化との関連において——

かくして上においては、西独労働組合によってコーポラティズムが形成され維持されてきたことの理由と、そのコーポラティズムが危機に陥る可能性を明らかにしてきたのであるが、今後、上のような脈絡の中でコーポラティズムの危機がどこまで進み得るかということにとっては、まさしく西独企業の多国籍化の進展がひとつの大きな要因として重要な意味を持ってくるものと思われる。以下ではこの点についての考察で本稿を結んでおこう。

既述のことからは、コーポラティズムが形成され維持されてきたことの基本的理由としては、あるいは基本的条件、枠組としては、戦後間もなくの間の諸状況もさることながら、それと共に、それに加えて、本質的には、戦後の永きに渡り国際経済面での西独の自由主義政策の中で世界市場における国際競争という「不可抗力」が強固に存在していた、あるいは労働組合が国際競争を「不可抗力」として強く受け止めざるを得ない状況が作り出されていたということが言えるのである。つまりは、戦後西独資本は輸出志向の戦略を計りそれを為し遂げてきたが、その成功に西独経済の成長、発展も、それと共に労働者の生活条件向上も依存していたのであり、そこでは国際競争という「不可抗力」の前で、資本の輸出志向の戦略が、労資相方の利益を、それもとりわけ、「輸出志向資本の優位下の経済において経済的、イデオロギー的に支配的な利益集団」であるケルンと資本の相方の利益を一致したものにさせていたと言えるのである。

直しの過程にある」と形容できる (Wacher, A., “Massenarbeitslosigkeit als Politisierungspotential — Der schwierige Lernprozeß”, in: Prokla, 35, 2/1979, S. 66.)——政治的陣営の状況の今後の発展にも依存するであろう (注(50)文献参照。), さらにまた、それと関連して SPD に替り保守政党が政権をとるか否かにも依存するであろう。(Jäger, M., a. a. O., S. 135.)

(68) “‘Modell Deutschland’ — Anatomie...”, a. a.O., S. 3.

しかしながら、まさしく1970年代に入って以来急速に進むことになった企業の多国籍化は、逆に、国際競争の中での労資の利益の一致ということを不確実なものとし、労働組合に対して、国際競争そのものを単に「不可抗力」として見ることを疑問なものであると認識させざるを得ないであろう。即ち、企業の多国籍化による生産活動の国外移転は、それ自体国内労働者の、それもケルンまでもの雇用機会を奪い、同時に国内、国外の労働者を一層直接的な競争関係の中に引き込むことにより国内労働者の労働条件の悪化をもたらし得るであろうし、また国外生産活動に基づく逆輸入や国際カルテル協約は、雇用、労働条件への同様の不都合な作用をもたらし得ると共に、西独に対する国際競争の圧力そのものに西独企業自身に関与し、加わり、惹き起こし、強め、そして操作し得ることを意味するのである。この点に限って言えば、1970年代に入って以来の不況期における労働組合運動の活発化を盛んに牽制すべく「国際市場の競争」に立ち向かう必要性をことさらに強調し、労働側の「自制」を訴えた時の経済相ラムスドルフの喧伝も極めてイデオロギー色の濃い空虚な議論に聞こえるものと言わざるを得ないであろう。まさしく、ミッチェインは次のように言っている。「生産資本の輸出は、社会的全体制の中における、労働組合の思い違いの地位と現実の地位の間の矛盾を、そして賃労働と資本の間の利害対立を、賃労働者の重荷となる、個別資本の収益性の確保のための他の諸政策よりも遙かに一層明確にするものである。それ故、(労働組合の)伝統的な政策形態の問題化と変更に向けての契機となり得るのである。」⁽⁶⁹⁾

かくして、まさに西独企業の多国籍化は、西独における労働組合のコーポ

(69) Mitschein, T., a. a. O., S. 250. カッコ内筆者。1974年における繊維衣料部門労働組合の大会では一部の者からではあるが、生産の国外移転を行なう企業家は、「非人間的、非社会的に行為しているだけでなく、本質的に自己自身の利益も損なっている。そう、彼は、まさしく、我々の国の市場経済の反対者と敵を育成していることになるのである」と批判された。(同, S. 249, Fußn.)

ラティズム志向の政策を可能としてきた最も基本的な条件と枠組の妥当性を失わせることによりコーポラティズムを一層危機的なものとする、あるいは労働組合をしてコーポラティズム志向の政策に疑問を抱かせる大きな要因となり得るのであり、今後その意味は益々大きなものとなり得ると考えられるのである。

西独企業の多国籍化が現実にとどこまで西独労働組合のコーポラティズム志向の政策を崩壊させることになるかは今後の問題としても、コーポラティズム崩壊へ向けての動きはまた同時に、西独労働組合をして、西独企業の多国籍化の進展の中で、国際労働運動への関わりの一層認識させることになる、あるいは、西独労働組合が現実にもその関わりを強めていくことになる過程でもあろう。もしそうでなければ、本質的、究極的には、西独労働組合は、西独企業の多国籍化が国外でもたらす不都合な作用についてもその責任の一端を担わざるを得ないものとされても仕方無いであろう。⁽⁷⁰⁾

(70) 注(1)拙稿 2, 4 及び以下参照。「西独多国籍企業と発展途上国の「発展」——ブラジルにおけるフォルクスワーゲン社の場合を中心として」『甲南経営研究』第23巻1号 昭和57年。特にその「結」参照。